

昭和二十六年法律第二百四十九号

森林法

目次	<p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 森林計画等（第四条—第十条の四）</p> <p>第二章の二 営林の助長及び監督等</p> <p>第一節 市町村等による森林の整備の推進</p> <p style="text-align: right;">（第十条の五一第十条の十二）</p> <p>第二節 森林共有者不確森林の共有者による森林の施業の円滑化（第十条の十二の二—第十条の十二の八）</p> <p>第三節 森林整備協定の締結の促進（第十条の十三・第十条の十四）</p> <p>第四節 公益的機能維持増進協定（第十条の十五—第十条の十九）</p> <p>第五節 森林經營計画（第十一条—第二十条）</p> <p>第六節 補則（第二十一条—第二十四条）</p> <p>第三章 保安施設</p> <p>第一節 保安林（第二十五条—第四十条）</p> <p>第二節 保安施設地区（第四十一条—第四十八条）</p> <p>第四章 土地の使用（第四十九条—第六十七条）</p> <p>第五章 都道府県森林審議会（第六十八条—第七十三条）</p> <p>第六章 削除</p> <p>第七章 雜則（第一百八十七条—第一百九十六条の二）</p> <p>第八章 罰則（第一百九十七条—第二百三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保護、培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれら之上にある立木竹を除く。</p> <p>一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹</p> <p>二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地</p>
----	---

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成する者をいう。

五 六 森林の土地の保全に関する事項 保安施設に関する事項 その他の必要な事項

(地域森林計画)
第五条 都道府

県知事は、全国森林計画に即して、この森林計画区を系る民

成することができる者をいう。

第三条 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十一条第一号に規定する分收林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。
(承継人に対する効力)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一條第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならぬとする。

全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

一 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

二 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林に関する事項

三の二 間伐及び保育に関する事項

三の三 公益的機能別森林施業（水源の涵養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第五項第二号ロにおける「公益的機能別施業森林」という。）の整備に関する事項

四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四の二 森林施業の合理化に関する事項

四の三 森林の保護に関する事項

3 七 その他必要な事項

4 全国森林計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項の規定による環境基本計画と調和するものでなければならぬ。

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「森林整備保全事業計画」という。）をたてなければならぬ。

6 森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画及び森林整備保全事業計画を変更することができる。

8 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更するには、閣議の決定を経なければならない。

9 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

10 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合については、変更後の計画）を環境大臣その他の関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

11 前三項の規定は、森林整備保全事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。

第四条の二 国は、森林整備保全事業計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

て、森林計画別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならぬ。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全に関する事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は經營の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 十三 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 十四 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続いたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならぬ。

市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他の森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 機能別施業森林区域内における施業の方法その他の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

七 森林施業の共同化の促進に関する事項

八 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項（市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよる事項を除く。）

十 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

十一 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

十二 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

四 四 その他森林の整備のために必要な事項

四 4 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

5 第四条第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

6 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

7 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

8 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、必要に応じ、関係県知事に協議しなければならない。

9 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林經營計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の六 市町村は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他の農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく处分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八

きは、市町村森林整備計画を変更することができる。

四 前条第六項から第十項までの規定は、市町村森林整備計画の変更について準用する。

（市町村森林整備計画の遵守）

第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

第五条 第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

第六条第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定めた基準に従い指定したものにつき伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

十二 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

十三 第一条第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

十四 第一条第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

十五 第一条第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

(施業実施協定)

第十条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（施業実施協定）

市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてはいる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つてないときと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に従つてない届出書の提出をして立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するため必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（施業の勧告）

市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ

前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてはいる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つてないときと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

（施業実施協定）

市町村の長は、前号に掲げる事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ

該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（以下「施業実施協定」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのため必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

4 四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

（施業実施協定）

市町村の長は、前号に掲げる事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ

の土地の所有者の全員の合意がなければならぬ。）、該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（以下「施業実施協定」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのため必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

第十一条の二 共有する森林の施業の円滑化

（施業実施協定の変更）

市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公

をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。（施業実施協定の効力）

2 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（公告の申請）

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができ

る。

第十一条の二

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の五

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の六

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の七

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の八

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の九

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十一

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十二

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十三

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十四

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十五

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十六

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十七

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十八

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の十九

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十一

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十二

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十三

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十四

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十五

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十六

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十七

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十八

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の二十九

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十一

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十二

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十三

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十四

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十五

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十六

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十七

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十八

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の三十九

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十一

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十二

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十三

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十四

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十五

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十六

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十七

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十八

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

第十一条の四十九

（公告の申請）

市町村は、市町村森林整備計画の

作成に資すると認められるものであること。

林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

一 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）

二 過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用権」という。）

前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。

一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情

三 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所

四 当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。

五 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

口 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。

六 その他林水産省令で定める事項

請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨

四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六ヶ月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。）

ロ 当該共有者不確知森林に關し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの

五 その他農林水産省令で定める事項

（裁定の申請）

第十条の十二の四 市町村の長は、前条の規定による公告をした場合において、同条第四号に規定する期間を経過したときは、当該公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、当該期間内における当該公告に係る同号イ又はロに掲げる者からの同号の規定による申出の有無を通知するものとする。この場合において、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、不知立木持分又は不確知土地使用権の取得に關し裁定を申請することができる。

（裁定）

第十条の十二の五 都道府県知事は、前条の規定による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をするものとしめなければならない。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定める。

三 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
二 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齡別の本数

三 不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法

四 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

五 不確知土地使用権の内容

前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第三号に規定する補償金のうち不確知立木持分に係るもの額については、不確知立木持分に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。

三 前項第三号に規定する補償金のうち不確知土地使用権に係るもの額については、森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格に相当する額とすること。

四 前項第三号に規定する支払の時期は、同項第四号に規定する伐採の時期の開始する日の前日までとすること。

(裁定の効果)

第十条の十二の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者及び第十条の十二の三の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得する。(供託)

第十条の十二の七 第十条の十二の五第一項の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定に

2 前項の規定による補償金の供託は、当該共有者不確知森林の所在地の供託所にするものとする。
（裁定の失効）
第十条の十二の八 第十条の十二の五第一項の裁定の定めるところにより不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得した確知森林共有者がその裁定において定められた補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、その裁定は、その時以後その効力を失う。
第三節 森林整備協定の締結の促進（森林整備協定の締結に関する協議）
第十条の十三 その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体（以下この条において「森林所在地方公共団体」という。）の長は当該森林の属する流域に係る河川の下流地域をその区域内に含む地方公共団体（以下この条において「下流地方公共団体」という。）の長に対し、また、下流地方公共団体の長は森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地方公共団体の区域内の森林についての森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。
前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体（以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」という。）が共同して森林整備法人（分取林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に掲げる森林整備法人をいう。）を設立し、森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は同法第二条第二項に規定する分収育林契約を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。（森林整備協定の締結についてのあつせん）
第十条の十四 前条第一項の申入れをした地方公
共団体の長は、当該申入れに係る協議が調わなかつた場合には、農林水産大臣（当該申入れに係る関係地方公共団体がいずれも同一都道府県内の市町村である場合には、都道府県知事。次項において同じ。）に対し、前条第一項の森林整備協定の締結についてあつせんを求めるこ
とができる。
農林水産大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、当該森林整備協定の締結が

森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

第四節 公益的機能維持増進協定

(公益的機能維持増進協定) 第十一条の十五 森林管理局長は、第七条の二第一項の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために必要なと認めるとときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「公益的機能維持増進協定」という。)を締結して、当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林の区域(以下「公益的機能維持増進協定区域」という。)内に存する森林の整備及び保全を行なうことができる。

一 公益的機能維持増進協定区域及びその面積及び該区域に存する民有林又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「公益的機能維持増進協定」という。)を締結して、当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林の区域(以下「公益的機能維持増進協定区域」という。)内に存する森林の整備及び保全を行なうことができる。

二 森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担

五 公益的機能維持増進協定の有効期間

六 公益的機能維持増進協定について、公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の全員

七 公益的機能維持増進協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

八 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

九 国有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

十 森林の利用を不當に制限するものでないこと。

四 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域内に接する民有林において、都道府県が治山事業(第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はばた山に関する同法第三

条又は第四条の規定によつて指定された地区であり防止区域又はばた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ)を行ひ、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであることを。第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであることを。

六 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであることを。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の十九 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた公益的機能維持増進協定は、その公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五節 森林經營計画

(森林經營計画)

第十二条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の經營を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の經營に関する計画(以下「森林經營計画」という。)を作成し、これを当該森林經營計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林經營計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

二 森林經營計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 の対象とする森林についての森林の經營に関する長期の方針

二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齡及び立木の材積

三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。)

四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

域である旨を当該公益的機能別施業森林区域内に明示しなければならない。

二 森林管理局長は、前項の規定による公告をして、鳥獸害防護の種類別の面積

三 当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長に通知しなければならない。

四 第十条の十八 第十条の十五第二項から第五項まで及び前二条の規定は、公益的機能維持増進協定において定めた事項の変更について準用する。

(公益的機能維持増進協定の変更)

第十一条の二十 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十一 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十二 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十三 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十四 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十五 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十六 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十一条の二十七 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該区域内外に存する民有林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公益的機能維持増進協定の効力)

五 間伐を実施する森林についての所在場所の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び伐方法

六 保育の種類別の面積

七 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

八 森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項

九 その他農林水産省令で定める事項

十 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十一 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

十二 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十三 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

十四 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十五 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

十六 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十七 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

十八 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

十九 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

二十 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

二十一 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

二十二 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

二十三 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

二十四 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

二十五 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

二十六 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獸害防止森林区域内に存する場合には、鳥獸害防止の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

二十七 予防の方法その他の森林の保護に関する事項

請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

た場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めることにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林經營計画（その変更につき第十二条第五項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

（保安林における伐採の届出等）

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において伐採による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した証明の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要

件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる伐採による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により伐採の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該伐採に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林經營計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により伐採の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 前項第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

（保安林における植栽の義務）

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有

者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をし

なければならぬ。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らぬことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（損失の補償）

第三十五条 国又は都道府県は、政令で定めるところにより、保安林として指定された森林の立木又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

（受益者の負担）

第三十六条 国又は都道府県は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林水産大臣は国税滞納処分の例によって、都道府県知事は地方税の滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（担保権）

第三十七条 保安林の立木又は土地について生取特権、質権又は抵当権を有する者は、第三十五条の規定による補償金に対してもその権利を

行うことができる。但し、その払渡前に差押をしなければならない。

<p>第三十九条 都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。</p> <p>第二百四十九条 都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>第三百五十二条 都道府県知事は、第三十四条の二第一項の規定に違反した者に対する罰則と同様の罰則を科すことができる。</p> <p>第三百五十三条 都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべし旨を命ずることができる。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第三十九条 都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>農林水産大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>前二項の標識の様式は、農林水産省令で定める。</p> <p>(保安林台帳)</p> <p>第三十九条の二 都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p>

都道府県知事は、前項の規定により地域森林管に關し必要な事項は、農林水産省令で定めるとする。

(特定保安林の指定)

第三十九条の三 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林(当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る)を特定保安林として指定することができる。

都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。

農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしてようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる民有林があるときは、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。

同項の規定により、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に關し協議すべき旨を勧告することができる。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在とする。

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

都道府県知事は、第一項の規定により地域森林管計画を変更し、又はこれをたてようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

都道府県知事は、第一項の規定により地域森林管計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に關し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に關し協議すべき旨を勧告することができる。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在とする。

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

都道府県知事は、第一項の規定により地域森林管計画を変更し、又はこれをたてようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

都道府県知事は、第一項の規定により地域森林管計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に關し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に關し協議すべき旨を勧告することができる。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在とする。

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号)第十三条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。)の申入れをするよう努めるものとする。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の規定は、適用しない。

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第三十九条の七 都道府県知事が第三十九条の五第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときであつて、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第四十一条第三項に規定する保施設事業(森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。)を行うときは、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者(次項において「関係人」といふ。)は、その実施行為を拒んではならない。

当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に關し権利を有する者(次項において「関係人」といふ。)は、その実施行為を拒んではならない。

都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(保安林に係る権限の適切な行使)

第四十条 農林水産大臣及び都道府県知事は、第二十五条第一項各号に掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものとする。

前項に定めるもののほか、農林水産大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命に鑑み、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行ふこととする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、三年を限りその有効期間を延長することができる。

(指定の有効期間)

第四十二条 前条の保安施設地区の指定の有効期間は、七年以内において農林水産大臣が定める期間とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、三年を限りその有効期間を延長することができる。

2 保安施設地区的指定後一年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定はその効力を失う。

(保安林に関する規定の準用)

第四十三条 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区的指定を解除しなければならない。

2 保安施設地区的指定後一年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定はその効力を失う。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 保安施設地区的指定については、第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、國が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めることは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聽かなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により地域森林管計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に關し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に關し協議すべき旨を勧告することができる。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在とする。

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

三 换價金の額並びにその支払の時期及び方法
4 前項の裁定については、第五十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

(収用の効果)

第五十六条 前条第三項の収用すべき旨の裁定があつたときは、その裁定において定められた収用の時期に、収用する者は、その土地の所有権を取得し、その他の権利は、消滅する。

(協議がととのつた場合)

第五十七条 第五十条第一項又は第五十五条第一項の規定による協議がととのつた場合において、その当事者が、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその協議において定められた第五十三条第一項各号の事項又は第五十五条各号の事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨の裁定又は収用すべき旨の裁定があつたものとみなす。但し、第五十条第一項の規定による協議については、同項の認可があつた日から六箇月以内に届け出た場合に限る。

(損失補償)

第五十八条 土地の使用又は収用によつてその土地の所有者及び関係人が受けた損失は、土地を使用し、又は収用する者が補償しなければならない。

2 土地の一部を使用し、又は収用することによつて、残地の価格が減じ、その他残地に関する損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 土地の一部を使用し、又は収用することによつて、残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4 前二項に規定する補償の外、土地を使用し、又は収用することによつてその土地の所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5 土地の所有者又は関係人が、第五十条第五項の規定による都道府県知事の通知があつた後に土地の形質を变更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加し若しくは増置したときは、これについての損失は、補償しなくともよい。ただし、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

(使用の廃止による損失の補償)

第五十九条 第五十条第五項の規定による都道府県の通知があつた後にその土地を同条第一項の規定による協議若しくは裁定が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

項の目的のため使用することを廃止した者は、これによつてその土地の所有者又は関係人が損失を受けたときは、これを補償しなければならない。

2 土地の所有者又は関係人は、前項の規定による損失の補償について土地の使用を廃止した者と協議がととのわざ、又は協議することができるないときは、都道府県知事に裁定の申請をすることができる。この場合には、第五十二条並びに第五十三条第一項第四号、第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前項において準用する第五十三条第三項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第六十条 この章の規定による都道府県知事の裁定において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

3 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

4 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

5 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

6 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

7 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

8 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

9 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

10 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

11 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

12 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

13 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

14 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

15 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

16 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

17 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

18 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

19 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

20 前項において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

(土地収用法の準用)

第六十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第百三条(危険負担)、第百四条(担保物権と補償金等又は替地)、第一百六条第一項、第三項及び第四項(買受権)並びに第五百七

条(買受権の消滅)の規定は、この章の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、同法第一百六条第一項中「第二十

六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十二年以内」とあるのは、「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から二十年」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」であるのは、「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは、「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五十五条第一項後段」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の権利取得の時期」とあるのは、「収用の時期」と読み替えるものとする。

(水流における工作物の使用)

第六十五条 この章の土地の使用及び収用に関する規定は、水流の使用に関する権利の上に使用权を設定する場合に準用する。

第六十六条 森林から水流によつて木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する設備をする者は、他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除却することが必要且つ適当であつて他の方法をもつて代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その工作物の所有者(所有者以外に権原に基づきその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者)に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができる。この場合には、土地の使用及び収用に関するこの章の規定を準用する。

第六十七条 森林から水流によつて木材又は竹材を搬出する者は、水流に木材又は竹材を流すため必要な措置を講じ、沿岸の土地に立ち入ることができる。この場合には、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第六十八条 都道府県森林審議会は、前項の規定により協議若しくは裁定が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

第六十九条 削除(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十二条 削除

第六十五条の規定は、会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

第六章 削除

第七十四条から第一百八十六条まで 削除

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要な事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

4 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

5 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

6 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

7 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

8 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

9 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

10 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

11 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

12 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

13 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

14 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

15 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

16 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

17 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

18 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

19 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

20 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

21 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

22 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

23 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

24 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

25 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

三 第三十五条の規定により都道府県が行う損失の補償に要する費用

(国庫の補助)

第一百九十三条 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合についてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第一百九十四条 国は、林業に関する試験研究をする者に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その試験研究に要する費用の一部を補助する。

第一百九十五条 国は、都道府県に対し、次に掲げる事業(次項において「林業普及指導事業」という。)について、交付金を交付する。

一 林業普及指導員を置くこと。

二 林業普及指導員が第八百八十七条第二項に規定する事務を行うこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

(事務の区分)

第一百九十六条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二十一条第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

二 第二十七条第二項及び第三項(申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条並びに第三十三条第三項(これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を

含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

三 第三十一条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三项並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項(これららの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

四 第三十二条第一項(第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)に違反した

材、木炭その他の物品を製造した場合には、その物品は、森林窃盜の贓物とみなす。

第二百条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百六十六条(占有者による費用の償還請求)

の規定は、森林窃盜の贓物の回復には適用しない。ただし、善意の取得者についてはこの限りでない。

第二百一条 森林窃盜の贓物を收受した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二条 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 森林窃盜の贓物の運搬、寄藏、故買又は牙保をした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三条 他人の森林に放火した者は、二年以下の拘禁刑に処する。

2 自己の森林に放火した者は、六年以上七年以下の拘禁刑に処する。

第二百四条 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

第二百五条 第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

に第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十一条第一項から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。)

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安

施設地区の区域内の森林に関するものに限る。)

又は樹根の採掘、開墾その他の形質を変更する行為をした者

四 第三十八条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずべき旨を命ずる部分に限る。)に違反した者

者

伐採した者

一 第三十四条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、保安

林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

二 第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為を行つた者

伐採した者

二 第三十四条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為を行つた者

伐採した者

三 第三十八条第一項の規定による命令、同条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採

掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。)又は同条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

伐採した者

二 第十条の九第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

三 第三十一条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行つた者

伐採した者

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木の伐採をした者

五 第三十四条の三第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木の伐採をした者

六 第十条の三の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、

又は樹根の採掘、開墾その他の形質を変更する行為をした者

四 第三十八条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。)に違反した者

者

伐採した者

二 第十条の九第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

三 第三十一条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行つた者

伐採した者

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木の伐採をした者

五 第三十四条の三第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木の伐採をした者

六 第十条の三の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、

前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第二項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 附 則 (昭和三八年七月九日法律第一二六号) 抄 この法律は、商業登記法の施行の日 (昭和三十九年四月一日) から施行する。

附 則 (昭和三九年七月九日法律第一六号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項、第十条第三項、第六章及び次項の規定並びに附則第三項中森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第六十八条、第十九条及び第七十一条を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第四一号) 抄 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

1 この法律 (第一条を除く。) は、改正法の施行する。

附 則 (昭和四二年七月二一日法律第七五号) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

附 則 (昭和四三年五月一日法律第三八五号) 第二条 この法律の施行前にこの法律による改定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第一条の規定による改正後の森林法 (以下「新法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定、第十一條から第二十条までの改正規定

4 第二項の規定及び第六項 (全国森林計画の概要による改正前の森林法 (以下「旧法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法 (以下「新法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。)

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法 (以下「旧法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法 (以下「新法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第四条の規定によりたてられている全国森林計画であつて昭和四十三年四月一日をその期間の始期とするものを、同日以降十五年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合に旧法第四条第五項及び第五項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項において準用する新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以後十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。

5 附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八号) 抄 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる日から施行する。それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中森林法第四条、第五条、第七条第一項及び第十八条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条の規定 公布の日 昭和五十年四月一日 (検討)

二 第二条の規定及び附則第四条の規定 昭和五十年四月一日 (検討)

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 第三条 附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法 (以下「旧法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画に係る経過規定

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 この法律は、公布の日から起算して九十日以内に、開発行為に係る経過規定

5 第三条 この法律の施行の際現に開発行為 (新法第十条の二第一項の開発行為をいう。以下同

定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加えた改正規定及び第一百九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内に

おり、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はその法律による改正後の法律の規定により、公害等調整委員会に対しても公害審査委員会に対してされている申請その他

によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法 (以下「新法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 附 則 (昭和四七年六月二二日法律第八号) 抄 (施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年四月二日法律第二三号) 抄 (施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる日から施行する。

二 第一条中森林法第四条、第五条、第七条第一項及び第十八条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条の規定 公布の日 昭和五十年四月一日 (検討)

三 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 第三条 附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法 (以下「旧法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画に係る経過規定

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 この法律は、公布の日から起算して九十日以内に、開発行為に係る経過規定

5 第三条 この法律の施行の際現に開発行為 (新法第十条の二第一項の開発行為をいう。以下同

定にによりたてられている全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新法第四条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はその法律による改正後の法律の規定により、公害等調整委員会に対しても公害審査委員会に対してされている申請その他

によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法 (以下「新法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 附 則 (昭和四九年五月一日法律第三九号) 抄 (施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる日から施行する。

二 第一条中森林法第四条、第五条、第七条第一項及び第十八条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条の規定 公布の日 昭和五十年四月一日 (検討)

三 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項 (全国森林計画の公表に関する部分を除く。) の規定を準用する。

4 第二条 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 第三条 附則第一条第一号に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法 (以下「旧法」という。) 第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画に係る経過規定

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

この法律による改正後の森林法及び漁港法の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）昭和六十一年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助並びに昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月二日法律第四八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年九月四日法律第八七号）

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律（第十一條、第十二條及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度（平成元年度の特例に係るものにあっては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和

実施により平成元年度以降の年度における事務又は事業の六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担及び昭和六十三年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度(平成元年度以降の特例に係るものにあっては、平成二年一度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される國の負担、平成元年度及び平成二年一度の國庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担、昭和六十三年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

のとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以後の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお前例による。

附 則（平成三年四月二六日法律第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第四条の規定によりたてられている全国森林計画（以下「旧全国森林計画」という。）は、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第四条の規定によりたてられた全国森林計画とみなす。

農林水産大臣は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して四年内に、旧全国森林計画に代えて、平成十九年三月三十一日までをその計画期間とする新たな全国森林計画（以下「新全国森林計画」という。）をたてなければならない。

前項の規定により新全国森林計画がたてられたときは、旧全国森林計画は、その効力を失う。

第三条 新全国森林計画に引き続く次の全国森林計画は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年四月一日をその計画期間の始期としてたてなければならない。

第四条 新森林法第四条第四項の規定により最初にたてる森林整備事業計画の計画期間は、新森林法第四条第四項及び第五項の規定にかかわらず、平成四年四月一日以降五年間とする。

第五条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（以下「旧地域森林計画」という。）は、新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

都道府県知事は、前条第一項の規定によりた
てられた新全国森林計画につき新森林法第四条
第九項の規定による公表があつたときは、その
公表があつた日から起算して一月以内に、旧地
域森林計画を変更しなければならない。

前項の規定によりたてられた森林計画の計画期間
は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかわ
らず、それぞれ、当該森林計画の対象となる國
有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の
計画期間の終期までとする。

前二項の規定によりたてられた森林計画に引
き継ぐ次の森林計画は、新森林法第七条の二第
一項の規定にかかわらず、それぞれ、前項に規
定する地域森林計画に引き継ぎたてられる次の
地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間
の始期としてたてなければならない。

この法律の施行前に旧森林法第十条の二
第一項の規定によりされた許可は、新森林法第
十条の二第一項の規定によりされた許可とみな
す。

附 則（平成三年五月二一日法律第七九
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
については、当該各規定。以下この条及び次条
において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれ
の法律の規定によりされた許可等の処分その他の
の行為（以下この条において「処分等の行為」
という。）又はこの法律の施行の際に改正前
のそれぞれの法律の規定によりされている許可
等の申請その他の行為（以下この条において
「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の
日においてこれららの行為に係る行政事務を行
べき者が異なることとなるものは、附則第二条
から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法
律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に
関する規定に定めるものを除き、この法律の施
行の日以後における改正後のそれぞれの法律の

適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成五年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国のみ負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される國の負担及び平成四年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例により。

3 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（平成九年一二月五日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

3 第二条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

4 第三条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

附 則（平成一〇年一〇月一九日法律第一〇三五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

3 第二条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

4 第三条 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

附 則（平成一〇年一〇月二一日法律第一三九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（同条第一項）

2 第一条 この法律は、平成十一年三月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第五条及び第六条の規定の例により、前条ただし書に規定する規

定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第五条の規定によりたてられている地域森林計画（平成六年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合において、当該地域森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。）

3 第二条 都道府県知事は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七条の二の規定にかかるわらず、新森林法第七条の二の規定の例により、前条ただし書に規定する規

定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第五条の規定によりたてられた不利益処分に関する経過措置（諧問等がされた不利益処分に関する経過措置）

4 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する諒聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諒問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前正の例による。

5 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（諒聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

6 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた諒聞、諒問若しくは聴聞会（不利益処

別措置法（以下「旧森林保健機能増進法」という。）第五条の規定にかかるわらず、第四条の規定による改正後の森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「新森林保健機能増進法」という。）第五条の規定の例により、同条に規定する事項を追加して定めることができる。

7 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

8 第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

9 第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

10 第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

11 第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

12 第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

13 第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

14 第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

15 第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

16 第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

17 第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

18 第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

19 第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

20 第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

21 第二十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

22 第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

23 第三十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

24 第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

25 第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

26 第三十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

27 第三十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

28 第三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

29 第三十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

30 第三十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

31 第三十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

32 第四十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

33 第四十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

34 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

35 第四十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

36 第四十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

37 第四十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

38 第四十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

39 第四十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

40 第四十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

41 第四十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

42 第五十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

43 第五十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

44 第五十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

45 第五十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

46 第五十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

47 第五十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

の二の規定の例により、同条各号に掲げる事項を追加して定めることができる。

3 前項の規定によりたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五第一項の規定により変更された地域森林計画の対象となる民有林の属する森林計画とみなす。

4 新森林法第十条の五第一項の規定によりかわらず、当該変更された地域森林計画に引き続きたてられた次の地域森林計画の計画期間の始期を定する事項を追加して定めることができる。

（国有林の森林計画に関する経過措置）

（新森林法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。）

又は勧告は、新森林法第十条の十第二項の規定により市町村の長がした指定又は勧告とみなす。

第九条 この法律の施行前に森林整備市町村の長に対し
てされた旧森林法第十条の十一の八第一項の規定に
(施業実施協定に関する経過措置)

項、第十条の十一の十二第一項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請は、それぞれ市町村の長に対してされた新森林法第十条の十一の八第一項、第十条の十一の十二第一項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請とみなします。この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の二第一項又は第十条の十一の十二第二項(ニ)に

十第一項又は第十一条の十一の十二第二項(これに
らの規定を旧森林法第十条の十一の十二第二項
において準用する場合を含む。)の規定により
森林整備市町村の長がした公告は、それぞれ新
森林法第十条の十一の十第一項又は第十条の十一
の十一第二項(これらの規定を新森林法第十
条の十一の十二第二項において準用する場合を
含む。)の規定により市町村の長がした公告と
みなす。

この法律の施行前に森林整備市町村の長がし
た旧森林法第十条の十一の十二第一項(旧森林法
第十条の十一の十二第二項において準用する場合
を含む。)の規定により市町村の長がした公告と
みなす。

た旧森林法第十条の十一の十一第一項（旧森林法第十一条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可是、それぞれ市町村の長がした新森林法第十条の十一の十一第一項（新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十五第一項の規定により森林整備市町村の長がした認可の取消しは、新森林法第十条の十一の十五第一項の規定により市町村の長がした認可

第十条 この法律の施行前に旧森林法第十一、十二条の規定による森林施業計画に関する経過措置の取消しとみなす。

一項 第十二条第一項若しくは第二項（これら
の規定が旧森林法第十八条の三第一項の規定に
より読み替えて適用される場合を含む。）又は
第十八条の二第一項の規定により都道府県知事
に対してされた認定の請求であつて、当該請求
に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が
一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新
森林法第十二条第一項、第十三条第一項若しく
は第二項（これらの規定が新森林法第十八条の
三第三項の規定により適用される場合を含む。）

2 又は第十八条の二第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。
この法律の施行前に旧森林法第十八条の三第

一項の規定により読み替えて適用される旧森林法第十一条第一項の規定により都道府県知事に對してされた認定の請求であつて、当該請求に

係る一般森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十八条の第三項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

み替えて適用される場合を含む)又は第十九条の二第三項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第五項(新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む)又は第十八条の二第三項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

この法律の施行前に旧森林法第十二条第三項(日本森林法第二条第一項の規定による既

(旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する旧森林法第十一条第五項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が(一)市町村の区域内にあるものは、新森林法第十二条第三項(新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。)において準用

する新森林法第十一条第五項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

て適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事がした通知であつて、当該通知に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市

（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定により当該市町村の長がした通知とみなす。

（火入れの許可に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行の際現に旧森林法第二百九十九条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号、第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区の長に対してされている旧森林

法第二十一条第一項の許可の申請は、当該指定都市の市長に對してされた新森林法第二十一条第一項の許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第百九十条の規定により指定都市の区の長がした旧森林法第二十一条第一項の許可は、当該指定都市の市長が

した新森林法第二十一条第一項の許可とみなす。
（保安林における間伐に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の実現にされている旧森林法第三十四条第一項（旧森林法第四十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の午日（午前六時から午後六時まで）に当る間

2 第三十四条の二第一項（新森林法第四十四条规定）の間伐のための立木の伐採に係るものは、新森林法第三十四条の二第一項（新森林法第四十四条规定）において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定によりした間伐の届出書の提出とみなす。

この法律の施行前にされた旧森林法第三十四条第一項の許可に従つて行われる保安林における間伐のための立木の伐採は、新森林法第三十四条の二第一項の間伐の届出書を提出して行わる。

（都道府県の費用負担に関する経過措置）
第十三条 旧森林法第百九十二条の規定により都道府県が負担する費用に対する旧森林法第百九十六条の規定による国の補助金で平成十年度以前の年度の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 拙
七

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

第八十六條 施行日前に第二百六十二条の規定による改正前の森林法（以下この条において「旧森林法」という。）第六条第五項の規定による報告があつた地域森林計画は、第二百六十二条の規定による改正後の森林法（以下この条において「新森林法」という。）第六条第五項の規定による協議が調ひ、かつ、同意を得た地域森林計画とみなす。

3
によりされた承認又はこの法律の施行の際既に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ新森林法第二十一条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。
保安林の指定により通常受けるべき損失での法律の施行前に発生したものに係る補償については、なお従前の例による。
(不服申立てに関する経過措置)

第二百二十二条 附則第六百六十一條第一項の規定により上級行政訴訟があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用することとされる場合における審査請求については、第二百五十二条の規定に

による改正前の肥料取締法第三十四条第二項の規定、第二百五十七条の規定による改正前の漁船法第二十七条の規定、第二百六十二条の規定に

る改正前の森林法第十条の十一の第五項後段、第十条の十一の六第三項並びに第一百九十条第三項及び第四項の規定、第二百七十三条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下この条において「旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」という。）第十五条の規定並びに第二百七十六条の規定による改正前の家畜取引法第三十一条第一項及び第三項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧酪農及び肉用牛

生産の振興に関する法律第十五条中「第二条の二第五項の政令で定める審議会」とあるのは、「食料・農業・農村政策審議会」とする。
(国等の事務)

の法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務について処理する事とする。

第百六十九条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定)として、當該規定を適用するものとする。(処分申請等の手続)。

規定については、当該各規定（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許

可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際見出されるべき法津の規定により

の際現は改正前のそれそれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、

この法律の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、付則第二条第一項第一号の規定又は本文

のは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを

除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の

2 それらの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項は、(一)まことに前項に(二)に

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に規定して置き、当該機関の職務を執行する。

対して報告届出提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後の

それぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下

この条において、「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一條 (施行期日) この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者は除く。)の任期は、当該会長、委員その他者の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に

かかわらず、その日に満了する。
一から三十三まで 略

(別に定める経過措置)
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置

置は、別に法律で定める。

（施行期日）
一九〇〇年六月一日 指

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項が施行する
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律）

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

（施行期日）抄
二号

（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

(施行期日) ○七号 (平成三年七月一日法律第抄)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にたてられている
旧法第十条第一項の基本計画及び長期の見通し

は、新法第十一項の規定により最初に同項の基本計画がたてられるまでの間は、前条の規定による改正後の森林法第四項第一項の規定の適用については、同項に規定する新法第十一項の基本計画とみなす。

附 則 (平成一三年七月一日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条まで及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(全国森林計画に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成十三年十月三十一日までに、この法律による改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの法律による改正前の森林法(以下「旧法」という。)第四条の規定によりたてられている全国森林計画を変更しなければならない。この場合において、当該全国森林計画の変更是、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 前項の規定により変更された全国森林計画は、新法第四条の規定により変更された全国森林計画とみなす。

(地域森林計画に関する経過措置)

第三条 都道府県知事は、平成十三年十二月三十日までに、新法第五条の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画(平成九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更是、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧法第五条の規定にかわらず、新法第五条の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画は、新法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。

(国有林の森林計画に関する経過措置)

第四条 森林管理局長は、平成十三年十二月三十日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行

の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更是、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

森林管理局長は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合に、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定の例によるものとする。

前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

第五条 市町村は、平成十四年三月三十一日までに、新法第十条の五の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりたてられている市町村森林整備計画（平成十九年三月三十一日をその計画期間の終期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更是、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

市町村は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画は、新法第十条の五の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

（伐採及び伐採後の造林の届出書に関する経過措置）

第六条 森林所有者等は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に新法第十条の八第一項に規定する民有林の立木を伐採しようとするときは、農林水産省令で定めることにより、施行日前においても、同項の規定の例により、市町村の長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することができる。

前項の規定により施行日前に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書は、施行日においても、新法第十条の八第一項の規定により提出された同項の伐採及び伐採後の造林の届出書とみなす。

（森林施業計画に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧法第十一条第五項（旧法第十八条の三第三項及び第十八条の四第四

(施行期日)
○号

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第百八十七条及び第百九十五条第一項の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(施業実施協定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の森林法（以下「新法」という。）第十条の十一の八第三項及び第十条の十一の十三の規定は、この法律の施行後に新法第十条の十一の十一第二項の規定による認可の公告のあった新法第十条の十一の八の第一項に規定する施業実施協定について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第十条の十一の十一第二項の規定による認可の公告のあった旧法第十条の十一の八第一項に規定する施業実施協定については、なお従前の例による。

(林業普及指導員に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に旧法第八十七条第四項の林業専門技術員資格試験に合格した者は、新法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に旧法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後三年間は、新法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一四七号) 抄
(施行期日)

第五条 (経過措置の原則) 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお前項の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号抄）

（施行期日）

第八条 第四十条の規定（森林法第七十条第一項）の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第四十条の規定による改正前の森林法第六条第五項の規定により都道府県知事がしていける協議の申出（同法第五条第三項に規定する事項に係る部分に限る。）は、第四十条の規定による改正後の森林法第六条第六項の規定によりされた届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお從前の例による。

規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他)の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四条 市町村は、平成二十九年三月三十一日までに、新森林法第十条の五の規定の例によりこの法律の公布の際現に旧森林法第十条の五の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘査し、必要があると認める場合に、その実施の方法を定め得る。

第三条 森林管理局長は、平成二十八年十二月三十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、この法律の公布の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられており、森林計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない場合において、当該森林計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。

森林管理局長は、平成二十九年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合は、旧森林法第七条の二の規定にかかるものとみなす。

以後に同条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況についての報告について適用する。
第六条 施行日前にされた旧森林法第十二条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき森林法第十二条第三項において読み替えて準用する日本林法第二十五条第五項の認定）

第二条 都道府県知事は、平成二十八年十二月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第五条の規定の例により、この法律の公布の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第五条の規定によりたてられている地域森林計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2
市町村は、平成二十九年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、「旧森林法第十条の五の規定にかかるらず、新森林法第十条の五の規定の例による」とする。

3
前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

第五条 新森林法第十条の八第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日
（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律によ

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条から附則第四条まで及び附則第十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

この沿線の市町村森林整備計画第一条の規定によりたゞ一社で市町村森林整備計画期間の始まり平成二十四年四月一日をその計画期間の始まりとするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更是、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。

第一回
附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
七号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一条 附則第五条から前項までに定める措置のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四条 市町村は、平成二十九年三月三十一日までに、新森林法第十条の五の規定の例により前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

第十六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(検討)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他)の経過措置の政令への委任)

2 は、平成二十九年四月一日にその效力を生ずるものとする。

森林管理局長は、平成二十九年四月一日を^乙の計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七条の一の規定にかかるわざ、新森林法第七条の一の規定の例によるものとし、

第十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

3 取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、この法律の公布の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならぬい。この場合において、当該森林計画の変更

文書の間は、新森林法第百九十九条の四第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第百九十九条の五第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。
(罰則に関する経過措置)

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

一 第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、
規 定 公 布 の 日
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の

附則（平成二十九年六月二日法律第四五号）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なる逆の別による。

の適用に付しては、本件の例によれば、
政令への委任

の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年四月二六日法律第二五号）抄

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一号 この法律は立成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条、第七条（農業災害補償法第百四十三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六